

京都市上下水道局告示第10号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成30年 5月18日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 廃止届出業者名等

大阪府茨木市大池1丁目10-33-401

川尾設備事務所

代表者 川尾 実

2 廃止年月日

平成30年 4月23日

(上下水道局水道部水道管路課)